

令和5年7月18日

令和5年7月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年7月18日（火）午後1時30分から午後2時
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 （10人）

会長 7番 矢部 幸一

委員 1番 田幡 裕
2番 久米 基敬
4番 笠井 義晴
5番 吉浦 武夫
8番 藤井 利夫
10番 吉村 忠
11番 桑内 千恵美
12番 大西 佐知子
14番 井内 茂種

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第38号 農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
報告第41号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

局長 それでは、ただいまより令和5年7月石井町農業委員会総会を開会いたします。
開会にあたりまして、矢部会長にご挨拶をお願いいたします。

（会長あいさつ）

局長 本日、3番黒住委員、6番山口委員、9番中村委員、13番加藤職務代理より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

出席委員は、14名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は矢部会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。
まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。
石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。
議事録署名委員は、議長の私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は10番吉村委員、11番桑内委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。
議案第38号、農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。議案第38号、農用地利用集積計画(案)の決定について説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、石井町長より、令和5年7月3日付けで、農業委員会に対して農用地利用集積計画の諮問を求められたものです。利用権の新規が15件、更新が8件、農地中間管理権の新規が2件、更新が2件で、合計27件、68筆、76,090㎡となっております。
個々の計画につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。
今回の計画案は、農業経営の状況等から、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上です。

議長 それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。
(質疑があればしていただく。なければ次へ進む)

議長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
議案第38号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいた

します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第38号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第39号、農地法第3条の規定による許可申請等について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については1件です。
なお、受付番号117は、議案第40号、農地法第5条許可申請、受付番号120の営農型太陽光発電と一体の案件のため、併せて説明させていただきます。
(議案書に基づいて内容を説明)
受付番号117は農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。
以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは議案第39号、受付番号117及び議案第40号、受付番号120については、営農型太陽光発電にかかる一体の申請でありますので、一括して審議いたします。
高原字池北の担当であります8番藤井委員に一括して、現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

8 番 議案第39号、農地法第3条許可、受付番号117及び、議案第40号、農地法第5条許可、受付番号120については、営農型太陽光発電設備の設置に係る一連の案件であるため、一括して説明いたします。

7月11日に矢部会長と山口委員、太田事務局長、片岡主幹と私の5名で、株式会社〇〇〇〇の代表取締役と現地確認及び聞き取り調査を行いました。

本案件は、営農型太陽光発電にかかる、農地法第3条、使用貸借による地上権設定と農地法第5条による発電設備の支柱部分等にかかる農地の一部転用であり、3年ごとに再度の申請が必要なものであります。

申請地は、高原字池北〇〇〇番〇、田、1, 274㎡、内一時転用面積0.33㎡と〇〇〇番〇、田、1, 811㎡、内一時転用面積0.18㎡で、3条申請の区分地上権設定が計3,085㎡、5条申請の一時転用が計0.51㎡です。

太陽光発電施設の下でブルーベリーの栽培を行うと申請されており、隣接するハウスの中で育成した果樹を配置する予定でした。

しかし、果樹の生育から結実時期の認識に不備があり、令和5年7月時点でブル

ーベリーが実っているため、この状態で太陽光発電設備の下に移設すると生育に支障が出る可能性が高いことから、9月に配置するとのことでした。

現地は、除草が行われており、農地として管理されております。防草シートは、ブルーベリーのポット配置前に敷くとのことでした。

農地法第5条申請は、引き続き株式会社〇〇〇〇が太陽光発電設備を稼働するため、支柱と引込柱の部分にかかる一時転用を行うものであります。

太陽光発電設備の運営は適切で、下部でのブルーベリーの栽培に支障がない状態で設置されております。

また、知見を有する者の意見書では、一般社団法人〇〇〇〇の「本設備におけるブルーベリー栽培が適切である」との意見が明記されております。

原状回復計画書で、今後、営農が行われない場合や発電事業を中止した場合は、速やかに設備を撤去して農地に復元することが述べられております。

よって、本案件について、再度3年間継続することを認めることは、やむを得ないのでないかと考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号120の申請地は、農用地域内の第1種農地です。営農型太陽光発電用地として、3年間の一時転用が許可された案件を再度3年間、一時転用するための申請です。

概要につきましては、ただいま藤井委員が説明されたとおりです。

農地の一部転用の対象は、太陽光発電設備の支柱部分と引込柱の部分です。

許可の対象となる期間は令和5年9月1日から令和8年8月31日までです。

本申請は隣接するビニルハウスでブルーベリーの苗木を育成した後に太陽光発電設備の下部に移して、養液ポット栽培を行う計画です。

現地を確認したところ、ブルーベリーはハウス内で育成中でした。

太陽光発電設備の下は、農作物は栽培されておりませんが、農地として利用可能な状態で管理されております。

このことについて、確認したところ、現在、ブルーベリーが実っており、夏期に移設すると生育に支障が出る可能性が高いことから、9月に配置するとのことでした。ポットの下に敷く防草シートは、ブルーベリーの移設前に敷くとのことでした。

令和5年6月16日付けの一般社団法人〇〇〇〇の「知見を有する者の意見書」では、この設備におけるブルーベリー栽培が適切であるとの意見が述べられております。

営農型太陽光発電設備の支柱は最低地上高2m、間隔は4mで設置されており、営農において特に支障はありません。

現在、太陽光発電設備は適切に運用されております。

現状回復計画書では、営農が行われない場合または発電事業が行わなくなった場合は速やかに設備を撤去する旨が述べられております。

撤去に関して、費用の見積もり書と、これに充てる貸付け可能額に関する書類が添付されております。

被害防除については、隣接地の北側境界から3.2m離してパネルを設置することから、日照等の影響はないこと、万が一被害があった場合は申請者の責任で対応することが事業計画書に明記されております。

契約期間が自動的に更新される区分地上権設定契約書の写しが添付されております。

申請内容、添付書類等から許可やむを得ないものと考えております。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見なし)
それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。
議案第39号、受付番号117について原案のとおり決定し、議案第40号、受付番号120については、許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号117について原案のとおり決定し、受付番号120は許可相当という意見を県知事に送付いたします。
なお、一体の案件でありますので、受付番号117の許可は受付番号120の許可を待って行うことといたします。

議 長 次に議案第40号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。議案第40号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、3件申請がありました。
なお、受付番号120については、先ほど説明いたしましたところでございます。
(議案書に基づいて内容を説明する。)

以上です。

議 長 それでは、受付番号118について、高川原字南島の担当であります14番井内委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

14番 議案第40号、受付番号118、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

7月10日に加藤職務代理、大西委員と私の3人で、双方の委任を受けた行政書士の立会いのもと現地確認と聞き取り調査を行いました。

申請地は高川原字南島〇〇〇番〇、300㎡で登記、現況とも田です。

申請理由は、借人に現在は持ち家がなく子どもの成長を考えて、貸人が所有する申請地を借りて農家の分家住宅を建てたいと考え、今回の申請に至ったとのことです。

申請地の北側は貸人の住宅地で、周囲には農地が広がっています。

造成工事ではL型擁壁で申請地を囲むとのことであり、土砂の流出はないと考えます。

排水は全て既設排水路に流すとのことです。

麻名用水土地改良区の意見書も添付されております。

皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号118の申請地は、昭和63年に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま井内委員が説明されたとおりです。

転用目的は、借人が申請地に分家住宅を建設するためです。

申請地は、北側は住宅地、南側と西側が貸人の農地、東側は旧国有水路です。農地等との境界に擁壁を新設し造成します。

水道は北側住宅地の既設水道から引き込みます。

排水は浄化槽を通して旧国有水路に流します。

土砂や汚水により第三者に被害を及ぼすことはないとのことです。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。

融資証明書により十分な資金があることが確認できます。

開発行為許可申請書の写しが添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、問題はないものと考えております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見なし)
それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。
受付番号118について、許可相当という意見を県知事に送付するという事に賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号118は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 続きまして、受付番号119について、高原字平島の担当であります山口委員が欠席しておりますので、8番藤井委員に現地調査の結果並びに説明の代読をお願いいたします。

8番 議案第40号、受付番号119の説明について、代読いたします。
7月11日に農地法第5条の規定による許可申請について、矢部会長、藤井委員、太田事務局長、片岡主幹と私の5人で申請地に出向き、譲受人の立会いのもとで現地確認と聞き取り調査を行いました。
申請地は、高原字平島〇〇〇番〇、385㎡、〇〇〇番〇、757㎡、〇〇〇番〇、1、826㎡で譲渡人3人から譲受人への有償移転となっております。
譲受人は建築、土木業を営んでおりますが、業務が増加傾向にあるため資材の置場に困ってございました。
また、エクステリア工事に必要な長物等の受け渡し場所にできる広さの土地を所有していないことから業務に支障をきたしてございました。
そこで、既存の資材置場の近くで用地を探していたところ、譲渡人3人との協議がまとまり農地を売買し転用することになったとのことです。
転用計画について、平島〇〇〇番〇は、県道〇〇号線に接しており現状の高さで整地して従業員の駐車場とします。ここの西側部分に6mの内部通路を作り〇〇〇番〇と〇〇〇番〇へはスロープ状の通路にして出入りできるようにし、資材を搬入するとのことです。
〇〇〇番〇と〇〇〇番〇は、40cmほど盛土します。隣接農地との境から約2m控えて土羽仕上げとします。

雨水は地下浸透とします。

転用後、近隣の農地への被害対策に最善の対策をとりますが、被害が生じた場合には、転用者の責任において解決するとのことです。

また、麻名用水土地改良区の意見書も確認しており、転用目的、申請内容、添付資料については、何ら問題はないと思われますので、皆様のご審議をお願いします。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号119の申請地、平島〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇は、平成4年に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま山口委員の説明を藤井委員が代読されたとおりです。

転用目的は、譲受人が代表取締役である建設会社の資材置場が不足しているためです。

譲受人と建設会社は、賃貸借契約を締結します。

申請地は、主に北側は県道、東側は町道、南側は里道、西側は農地と接しております。

造成及び整地は県道及び町道と高さを揃えます。

雨水は地下浸透となります。

擁壁のない部分は、境界から2m控えた地点から土羽を仕上げるため、土砂の流出はないと見込まれます。

申請地には、大型車両が乗り入れますが、県道及び町道の幅員から進入には問題はないとのことです。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。

残高証明書により十分な資金があることが確認できます。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、問題はないものと考えております。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号119について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号119は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。

報告第41号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、1件受理しました。

報告事項の説明については以上です。

議長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議長 以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

それでは只今をもちまして、令和5年7月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思っております。慎重審議ありがとうございました。